

(改正後)

第一号様式（第五条第一項）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号

削る

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項（第12条第2項において準用する同法第7条第1項）の規定により、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

注 申請書には、林業・木材産業改善措置に関する計画書その他必要な書類を添付すること。

(現行)

第一号様式（第五条第一項）

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号

削る

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項（第12条第2項において準用する同法第7条第1項）の規定により、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

注 申請書には、林業・木材産業改善措置に関する計画書その他必要な書類を添付すること。

(改正後)

第二号様式（第六条第一項）

林業・木材産業改善資金貸付申請書

千葉県知事

様

年 月 日

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号

削る

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたので申請します。

記

償還期間	据置期間	資金交付 希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住 所	氏 名	連帯保証人	住 所	氏 名

担保物件	
------	--

償還計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
償還計画	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目						
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額						
	千円	千円	千円	千円	千円						

申請者の概要	
申請者の氏名又は名称	
主たる事業所（場）の所在地	
設立時期（個人にあっては、事業開始の時期）	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

注 申請書には、誓約書（千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）、役員等名簿その他必要な書類を添付すること。

(現行)

第二号様式（第六条第一項）

林業・木材産業改善資金貸付申請書

千葉県知事

様

年 月 日

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号

印

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたので申請します。

記

償還期間	据置期間	資金交付 希望日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事業量	事業費	申請額
年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住 所	氏 名	連帯保証人	住 所	氏 名

担保物件	
------	--

償還計画	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
償還計画	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目						
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額						
	千円	千円	千円	千円	千円						

申請者の概要	
申請者の氏名又は名称	
主たる事業所（場）の所在地	
設立時期（個人にあっては、事業開始の時期）	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

注 申請書には、誓約書（千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）、役員等名簿その他必要な書類を添付すること。

(改正後)

第三号様式(第六条第三項)

収入印紙
貼付け

林業・木材産業改善資金借用証書

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借 用 金 額	
資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	
利 率	無利子
償 還 期 限	
支 払 場 所	
備 考	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし
金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回数
円あて償還する。

2 償還計画

回 数	支 払 期 日	償 還 金 額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、千葉県林業・木材産
業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済しま
す。

年 月 日
千葉県知事 様

債 務 者 住所
氏名 ㊟

連帯債務者 住所
氏名 ㊟

連帯保証人 住所
氏名 ㊟

注 全員の印鑑証明書を添付すること。

(現行)

第三号様式(第六条第三項)

収入印紙
貼付け

林業・木材産業改善資金借用証書

貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借 用 金 額	
資 金 の 内 容	
資 金 の 使 途	
利 率	無利子
償 還 期 限	
支 払 場 所	
備 考	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし
金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回数
円あて償還する。

2 償還計画

回 数	支 払 期 日	償 還 金 額	残 高	備 考
1	年 月 日	円	円	
2				
3				
4				

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、千葉県林業・木材産
業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済しま
す。

年 月 日
千葉県知事 様

債 務 者 住所
氏名 ㊟

連帯債務者 住所
氏名 ㊟

連帯保証人 住所
氏名 ㊟

注 全員の印鑑証明書を添付すること。

(改正後)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、千葉県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則若しくはこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) 乙が千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき（乙が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。）。
- (12) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

(現行)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という。）は、千葉県（以下「甲」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則若しくはこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) 乙が千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき（乙が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当することが判明したとき。）。
- (12) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

(改正後)

- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
 - 4 乙は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合
(調査)
- 第4条** 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。
- 2 乙及び丁は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。
(弁済充当の指定権)
- 第5条** 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。
(違約金)
- 第6条** 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。
- 2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
 - 3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。
(連帯保証人)
- 第7条** 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の契約の如何にかかわらず、これの履行の責めを負う。
- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

(現行)

- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
 - 4 乙は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - (3) その他甲が指示する場合
(調査)
- 第4条** 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。
- 2 乙及び丁は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。
(弁済充当の指定権)
- 第5条** 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。
(違約金)
- 第6条** 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。
- 2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
 - 3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。
(連帯保証人)
- 第7条** 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の契約の如何にかかわらず、これの履行の責めを負う。
- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

(改正後)

3 甲は、連帯保証人の変更に関し乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、据置期間又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第14条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(現行)

3 甲は、連帯保証人の変更に関し乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、据置期間又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(合意管轄)

第14条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(改正後)

第四号様式（第七条第一項）

林業・木材産業改善資金借入申込書

年 月 日

様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号

削る

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第1項の規定により、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたので申請します。

記

償 還 期 間	据 置 期 間	資 金 交 付 希 望 日	借 り 受 け よ う と す る 事 業 費 及 び 申 請 額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月 日		千円	千円

連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	連 帯 保 証 人	住 所	氏 名

担保物件	
------	--

償 還	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計 画	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目					
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額					
	千円	千円	千円	千円	千円					

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
主たる事業所（場）の所在地	
設立時期（個人にあつては、事業開始の時期）	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

注 申請書には、誓約書（千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）、役員等名簿その他必要な書類を添付すること。

(現行)

第四号様式（第七条第一項）

林業・木材産業改善資金借入申込書

年 月 日

様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号

削る

千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第1項の規定により、下記のとおり林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたので申請します。

記

償 還 期 間	据 置 期 間	資 金 交 付 希 望 日	借 り 受 け よ う と す る 事 業 費 及 び 申 請 額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月 日		千円	千円

連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	連 帯 保 証 人	住 所	氏 名

担保物件	
------	--

償 還	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計 画	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目					
	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額					
	千円	千円	千円	千円	千円					

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
主たる事業所（場）の所在地	
設立時期（個人にあつては、事業開始の時期）	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

注 申請書には、誓約書（千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第3項各号のいずれにも該当しない旨を誓約したもの）、役員等名簿その他必要な書類を添付すること。

(改正後)

第五号様式（第七条第四項）

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名 称

代表者 削る

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第4項の規定により、申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金借入申込書の写し及び資料等を添付すること。

(現行)

第五号様式（第七条第四項）

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名 称

代表者 印

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第4項の規定により、申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額 円

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金借入申込書の写し及び資料等を添付すること。

(改正後)

第六号様式（第七条第七項）

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名 称

代表者 削る

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付けの決定のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

(現行)

第六号様式（第七条第七項）

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名 称

代表者 削る

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付けの決定のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回支払請求額 円

(改正後)

第九号様式（第九条第一項）

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

年 月 日

様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号

削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借 受 金 額
年 月 日	年度	年 月 日	千円

2 事業実施状況

事業着工 年月日	年 月 日			事業完了 年月日	年 月 日			計画と実績の 相違点とその 理由
事業計画				事業実績				
内 容	数量	単価	金額	内 容	数量	単価	支払金額	
		円	円			円	円	

注

- 事業計画の欄には、申請時の事業計画の概要（変更承認を得た場合は、その概要）を記入すること。
- 内容の欄には、貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

(現行)

第九号様式（第九条第一項）

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

年 月 日

様

住 所
氏名又は名称及
び代表者氏名
電 話 番 号

削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金については、下記のとおり事業を実施したので報告します。

記

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借 受 金 額
年 月 日	年度	年 月 日	千円

2 事業実施状況

事業着工 年月日	年 月 日			事業完了 年月日	年 月 日			計画と実績の 相違点とその 理由
事業計画				事業実績				
内 容	数量	単価	金額	内 容	数量	単価	支払金額	
		円	円			円	円	

注

- 事業計画の欄には、申請時の事業計画の概要（変更承認を得た場合は、その概要）を記入すること。
- 内容の欄には、貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名、数量、単価等詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

(改正後)

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業改善資金	自己資金	その他
申請計画	円	円	円	円
実績				

注 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否					
貸付限度額の確認	貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名 (責任者) ㊟				

注 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

(研修の場合は以下を添付すること。)

年 月 日 研修を受けた機関又は林業従事者等 (海外研修にあつては、派遣機関) ㊟
--

(現行)

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業改善資金	自己資金	その他
申請計画	円	円	円	円
実績				

注 借受申請が共同で行われた場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認

貸付対象機械等の適否					
貸付限度額の確認	貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過
確認の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 確認した機関名 (責任者) ㊟				

注 貸付対象機械等の適否の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

(研修の場合は以下を添付すること。)

年 月 日 研修を受けた機関又は林業従事者等 (海外研修にあつては、派遣機関) ㊟
--

(改正後)

第十号様式（第九条第二項）

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称

代表者 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金により、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を実施したので、千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付すること。

(現行)

第十号様式（第九条第二項）

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称

代表者 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金により、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を実施したので、千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額		貸付実行日	

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付すること。

(改正後)

第十一号様式（第十一条第一項）

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書

年 月 日

様

債務者住所
氏名 _____ 削る

連帯債務者住所
氏名 _____ 削る

連帯保証人住所
氏名 _____ 削る

年 月 日付で貸付けの決定を受けた下記の林業・木材産業改善資金について償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法			
年		年					
回	支払期日	償還金額	残高	回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円	1	年 月 日	円	円
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			

償還期間		据置期間		償還方法			
年		年					
回	支払期日	償還金額	残高	回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円	1	年 月 日	円	円
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			

3 変更理由

変更理由の記入欄

(現行)

第十一号様式（第十一条第一項）

林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書

年 月 日

様

債務者住所
氏名 _____ ㊟

連帯債務者住所
氏名 _____ ㊟

連帯保証人住所
氏名 _____ ㊟

年 月 日付で貸付けの決定を受けた下記の林業・木材産業改善資金について償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法			
年		年					
回	支払期日	償還金額	残高	回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円	1	年 月 日	円	円
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			

償還期間		据置期間		償還方法			
年		年					
回	支払期日	償還金額	残高	回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円	1	年 月 日	円	円
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			

3 変更理由

変更理由の記入欄

(改正後)

第十二号様式 (第十一条第三項)

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称

代表者 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、
下記のとおり償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

3 変更理由

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添付すること。

(現行)

第十二号様式 (第十一条第三項)

林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称

代表者 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、
下記のとおり償還方法の変更をしたいので申請します。

記

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 変更内容

(変更前)

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

3 変更理由

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書の写しを添付すること。

(改正後)

第十三号様式 (第十二条第一項)

林業・木材産業改善資金繰上償還届出書

年 月 日

様

債務者 住所
氏名 _____ 削る

連帯債務者 住所
氏名 _____ 削る

連帯保証人 住所
氏名 _____ 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり繰上償還しますので、千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第1項（第12条第3項において準用する同条第1項）の規定により届け出ます。

記

1 繰上償還額 _____ 円
(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法 (次のいずれかに○を付すこと。)

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(現行)

第十三号様式 (第十二条第一項)

林業・木材産業改善資金繰上償還届出書

年 月 日

様

債務者 住所
氏名 _____ ㊟

連帯債務者 住所
氏名 _____ ㊟

連帯保証人 住所
氏名 _____ ㊟

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり繰上償還しますので、千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第1項（第12条第3項において準用する同条第1項）の規定により届け出ます。

記

1 繰上償還額 _____ 円
(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法 (次のいずれかに○を付すこと。)

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償還期間	据置期間	償還方法	
年	年		
回	支払期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(改正後)

第十四号様式 (第十二条第二項)

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還届出書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名 称

代表者 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、
下記のとおり繰上償還しますので、千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第2
項 (第13条第2項において準用する同規則第12条第2項) の規定により届け出ます。

記

1 繰上償還額 _____ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法 (次のいずれかに○を付すこと。)

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	支払期日	償還金額	残	高	
1	年 月 日	円		円	
2					
3					
4					
5					

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	支払期日	償還金額	残	高	
1	年 月 日	円		円	
2					
3					
4					
5					

(現行)

第十四号様式 (第十二条第二項)

林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還届出書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名 称

代表者 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、
下記のとおり繰上償還しますので、千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則第12条第2
項 (第13条第2項において準用する同規則第12条第2項) の規定により届け出ます。

記

1 繰上償還額 _____ 円

(借り受けている資金)

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	繰上償還額	借受残高
年 月 日		円	円	円	円

2 繰上償還方法 (次のいずれかに○を付すこと。)

- (1) 借受残額一括償還
- (2) 借受残額一部繰上償還

(内訳)

3 繰上償還理由

4 償還計画

(変更前)

(変更後)

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	支払期日	償還金額	残	高	
1	年 月 日	円		円	
2					
3					
4					
5					

償還期間		据置期間		償還方法	
年		年			
回	支払期日	償還金額	残	高	
1	年 月 日	円		円	
2					
3					
4					
5					

(改正後)

第十五号様式 (第十四条第一項)

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

様

債務者住所
氏名 _____ 削る

連帯債務者住所
氏名 _____ 削る

連帯保証人住所
氏名 _____ 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払の猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

(変更理由)

注 それぞれの事由に応じた知事が指定する証明書を添付すること。

2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償 還 内 容			
回	支払期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償 還 内 容			
回	支払期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(現行)

第十五号様式 (第十四条第一項)

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

様

債務者住所
氏名 _____ ㊟

連帯債務者住所
氏名 _____ ㊟

連帯保証人住所
氏名 _____ ㊟

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払の猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

(変更理由)

注 それぞれの事由に応じた知事が指定する証明書を添付すること。

2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償 還 内 容			
回	支払期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

償 還 内 容			
回	支払期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(改正後)

第十六号様式 (第十四条第三項)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称

代表者 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、
下記のとおり支払の猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償 還 内 容				償 還 内 容			
回	支払期日	償還金額	残 高	回	支払期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円	1	年 月 日	円	円
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。

(現行)

第十六号様式 (第十四条第三項)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

千葉県知事 様

融資機関 名称

代表者 削る

年 月 日付で借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、
下記のとおり支払の猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

2 償還計画

(変更前)

(変更後)

償 還 内 容				償 還 内 容			
回	支払期日	償還金額	残 高	回	支払期日	償還金額	残 高
1	年 月 日	円	円	1	年 月 日	円	円
2				2			
3				3			
4				4			
5				5			

注 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付すること。